

仕様書

1. 件名

住民基本台帳ネットワークシステム機器保守等包括外部委託

2. 概要・目的

住民基本台帳事務にて使用している住民基本台帳ネットワークシステムを利用するための機器に関する調達、機器利用（提供）、初期設定、展開作業、機器障害時等の保守、各種アプリケーションバージョンアップ作業を行い、業務の安定稼働を図るものである。

3. 契約期間・機器利用及び保守期間

契約期間 契約締結日から令和11年8月31日まで

機器利用及び保守期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

※上記保守期間までに各機器設置場所に展開を行い、住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる状態にすること。

4. 調達機器の仕様・数量

別紙1「機器明細」及び別紙2「機器整備概要」のとおり

5. 設置場所

別紙3「機器設置場所一覧」のとおり

6. 機器の展開（現地設置）作業期限

令和6年9月1日

※搬入については、市が契約している住民記録システム保守業者と事前に打ち合わせを行うこと。

7. 納入時の条件

(i) 機器搬入時の梱包、運送、搬入、梱包材の撤去その他事前準備に要する費用及び委託期間満了後の回収、撤去に関する費用は受注者負担とする。

※初期設定として地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）配布のアプリケーションのインストール等を行い、住民基本台帳ネットワークを利用可能な状態で納入すること。なお、機器に関連する作業以外（CS（コミュニケーションサーバ）の設定作業等）は、市が別途契約している保守業者が行う。また、市に帰責性のない

初期不良が発生した場合は、速やかに代替機を納入すること。

(ii) 物件には、受注者の負担において動産総合保険を付すること。

不測かつ突発的な事故（火災，水災，落雷，風，雪，雹，破裂・爆発，台風等洪水・高潮等，水漏れ，物体の衝突，輸送中の事故，盗難，茶こぼし，水損などの取扱不注意）等により機器が正常に稼動しなくなった場合の対応については，動産総合保険を適用すること。なお，動産総合保険で対応する修理経費および動産総合保険で超過した修理費用のいずれも，甲に対して別途費用を請求することはできないものとする。

(iii) 契約後 20 日以内に下記の資料を納品すること。

- ・ 調達機器一覧（製造番号の記載を含む）
- ・ 問い合わせ連絡体制表（導入時、保守時）

(iv) 設定作業場所は本市が指定する場所にて行うこと。（岡山市本庁舎内）

8. 保守

(i) 機器障害時の保守

別紙 1 内の機器について、故障、機能停止等の異常が生じた場合、市が障害の一次切り分け（ハード要因、ネットワーク要因、システム要因等）を行う。市が機器の障害によるものだと判断した場合、指示に基づき障害切り分けのためのログ採取等を行い原因調査後、速やかに復旧作業を行うこと。復旧作業は原則として、障害連絡を行った当日に設置場所で行うこととする。復旧方法については、機器の原因であり、SSD 等の交換が必要な場合は、現地での交換及び代替機の設置のどちらでも構わないが、7 (i) と同様に住民基本台帳ネットワークシステムを用いた業務が利用可能な状態にすること。

(ii) アプリケーションソフト等のバージョンアップ

機器につき、J-LIS の提示する手順書に基づき以下の作業を各設置場所にて行う。

- ・ OS のバージョンアップ作業（年 2 回程度）
- ・ 各種ウイルス対策ソフトウェア等の更新作業（年 2 回程度）
- ・ アプリケーションソフトのバージョンアップ等作業（年 2 回程度）
- ・ J-LIS の指示による作業（必要に応じて随時）

※各種作業は見込みであり、増減する可能性がある。作業については、効率的に他の作業と同時に行うことができるものは市と協議の上、同時に行うことも可能とする。なお、各種バージョンアップ作業について、一部設置場所においては、予備機（5 台）を事前にバージョンアップし、バージョンアップしていない機器と交換する形で行うものとする。

(iii) 機器移設

施設移転等により、機器作業が必要となった場合は、必要な設定作業を行うこ

と。なお、IP アドレスの変更のみ等の簡易な作業については、市において行うことができるように手順書を作成し、提供すること。

(iv) その他

・上記以外の作業についても、機器に関連するものは対応すること。

※保守に係る費用（作業者の派遣、修理に必要な部品代、代替機の費用等）は本契約に含めることとし、本仕様書に記載する保守業務において、市に対して別途費用請求をすることはできないものとする。

※機器障害時の保守については、当日対応ができる様に体制を整備すること。

・令和7年度にCS 機器更改、令和8年度に庁舎移転を予定している。これらに係る統合端末関連作業については、別途実施方法等を協議すること。

9. 個人情報保護

(i) 受注者は、本業務上で知り得た秘密、個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

(ii) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

(iii) 受注者は、個人情報を保護するため、本市と「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく「市の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

(iv) 受注者は、本業務において「本市情報セキュリティポリシー」における機密性3の情報資産を取り扱う全ての従事者（再委託先等も含む。）の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で本市に報告すること。また、システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要が生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告をすること。

※「機密性3の情報資産」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条に規定する個人情報、法令又は条例の定めにより守秘義務を課せられている行政情報（前述の個人情報を除く。）、法人その他の団体に関する行政情報で漏えいすることにより当該団体の利益を害するおそれのあるもの、漏えいした場合、行政に対する信頼を著しく失墜するおそれのある行政情報、情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報のこと。

(v) 契約期間満了後、機器を全て撤去すると同時に、庁舎内において機器のSSD等電磁的記録媒体に記録されたデータの完全消去後に破砕を行うこと。破砕作業

後、完全に破砕を行ったことを証明する書類を作成の上、市に提出すること。

10. 損害賠償

本業務履行中に、受注者が本市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を書面により報告し、全て受注者の責任において処理、解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。また、本契約の完了をもって、免責されないものとする。

11. 第三者の権利及び利益の対象となるものの利用等

(i) 本業務を履行するに当たり、第三者ソフトの利用等が必要となる場合は、受注者の負担により、本市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等の必要な措置を講ずるものとする。

(ii) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づき保護される第三者の権利、利益、肖像権、パブリシティ権及びその他法的保護に値するとされている素材、材料、履行方法等を利用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

12. 知的財産権等

(i) 受注者は、本契約履行過程で生じた成果品に第三者の著作権が含まれている場合は、本市が特に使用を許可した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、当該契約等の内容について、事前に市の承認を得ることとし、本市は当該著作物について、第三者と受注者の契約の範囲内で使用するものとする。

(ii) 本契約履行中に、第三者との間に著作権に係る権利侵害等の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は当該紛争の事実を知ったとき、受注者に通知し、必要な範囲内で訴訟上の防御を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

13. その他

(i) 受注者が本契約に関する機器保守作業等を第三者に委託する場合は、事前に市が定める所定の手続きを経ることとする。ただし、所定の手続きを経て受注者が委託した第三者（以下、「再委託者」という。）が更に別の第三者に再委託することは認めない。なお、再委託者が本契約に違反する行為を行った場合は、受注者と再委託者が連帯してその責を負うこととする。

(ii) 作業上必要な会議は適宜行うことができるものとする。受注者は打合せ記

録を作成し、会議終了後速やかに提出し、市の承認を得ること。

(iii) 受注者は、作業工程等において疑義がある場合、書面により本市に提出し、確認を行うことができるものとする。ただし、本市の承認があり、平易かつ重要でない事項の場合は、口頭等での確認のみでも可とする。

(iv) 本仕様書内に記載のある作業につき、必要に応じて、市が別途契約している保守業者と打ち合わせ等を行い、連携して作業を行うこと。

(v) 受注者は、本契約履行中に、事故があった場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生原因、経過及び被害内容等について、直ちに本市に報告を行うこと。

(vi) 本業務は、本市の住民基本台帳事務の実施、継続を支える重要な情報システムを対象としており、大規模災害等が発生した際には、早急に復旧させる必要がある。このため、受注者は本契約の範囲内において、速やかに復旧が可能なよう体制構築に努めること。

(vii) 受注者は、本市が情報セキュリティに関連する調査、監査等に対応する場合には、可能な限り協力を行うこと。

(viii) 本仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議の上で定めることとする。

14. 契約形態・支払い

本契約は、機器調達、機器利用並びに初期設定・展開作業及び保守作業を包括して調達するサービス提供契約とする。保守開始までに行う初期設定・展開作業については初期導入費として完了報告をもって検査し、支払う。なお、初期導入費として指定する支払限度額は、契約額の9パーセント以下とする。初期導入費以外の経費については、60ヶ月で分割し、使用月数を乗じた金額を年度ごとの検収による分割払いを行う。ただし1円未満の端数が生じた場合、初回の料金に端数分を加えるものとする。また、料金は請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。